

# 社会福祉法人 大三島育徳会 行動計画

法人職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また、職員が仕事と子育てを両立することができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 1月 1日～令和6年12月31日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：育休が終了する職員の、速やかな職場復帰を目指す。

<対策>

- 令和 3年 1月～ 産休・育休予定職員の把握。
- 令和 3年 2月～ 産休・育休終了予定の職員の復帰日の確認。
- 令和 3年 3月～ 育休からの復帰予定者への待遇及び労働条件の周知  
業務体制の見直しを経営戦略会議において検討
- 令和 3年 4月～ 取組を開始

目標 2：令和6年12月までに、年次有給休暇の取得率を、平均年間75%以上とする。（夏休み3日間を含む）

<対策>

- 令和 3年 1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 3年 2月～ 部課長会議で検討開始  
過去3年間の有給休暇の取得状況を確認し、各管理者が有給取得の年間計画を立てる
- 令和 3年 5月～ 職員に対し周知し、有給取得を促す

目標 3：男性職員の育児休業取得への推進。

<対策>

- 令和 3年 1月～ 部課長会での提案。
- 令和 3年 2月～ 男性職員育児休業取得への制度の検討。
- 令和 3年 3月～ 取得予定者の把握
- 令和 3年 4月～ 育児休業規定の見直し
- 令和 4年 4月～ 制度の周知と運用